

大阪市企業人権推進協議会 第2回スキルアップ講座

新型コロナウイルス感染症 と人権

～～浮かび上がった様々な人権の課題～～

開催期間:3月1日～3月10日

天理大学人間学部総合教育研究センター
猪名川町人権推進審議会会長

富田 稔

(M.TOMITA/ OSAKA CITY UNIVERSITY. MUP)

自己紹介

- 大阪教育大学卒業、大阪市立大学大学院修了
- 所属：天理大学人間学部総合教育研究センター教職課程研究室
- 担当科目：同和教育論1・2、総合演習1・2、同和教育特論1・2、
道徳教育の研究、特別活動の研究、教職論、民族問題論、教職実践演習
- 専攻：同和教育論、人権教育論、在日朝鮮人教育実践論、子どもの人権、
道徳教育実践論、人権行政政策
- 所属学会：日本社会教育学会正会員、日本社会臨床学会正会員
- 学外活動、経歴：
 - ・文部科学省人権教育研究指定校指導講師
 - ・兵庫県教育委員会人権教育指導講師・猪名川町人権教育研究指定校指導講師
 - ・奈良県教育委員会人権教育研究指定校指導講師 ・川合町人権教育指導講師
 - ・阪神地区中学校道徳教育研究会指導講師
 - ・四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会会長、男女共同参画審議会委員
 - ・兵庫教育文化研究所研究所員・共同研究者
 - ・四條畷市人権協会アドバイザー・「子どもの権利条約フォーラムin関西」実行委員
 - ・猪名川町人権推進審議会会長

はじめに

2020年度の課題

- ①差別の解決に向けた具体的な行動力の育成
- ②人権が尊重された社会を構築する態度とスキルの獲得
- ③事実に基づいた知識・理解と批判的思考力の育成
- ④自己肯定感を高め互いのちがいを認め合う共感力の育成
- ⑤当事者との出合いや地域との交流など体験的・経験的な学び
- ⑥人権侵害の歴史的背景と社会的な構造をとらえる学び

昨年1月からの 「新型コロナウイルス」の感 染拡大

- 偏見・差別
- 人権侵害
- 誹謗中傷など

- ➡ 暴かれた人間関係
- ➡ 人間性・本質
- ➡ パワハラ

- ・感染症対策を根性論で乗り切ろうとする経営者
- ・テレワークができるのにそれを認めず、出社を求め続ける経営者
- ・テレワークで部下を執拗に監視し、仕事をほとんどしない上司
- ・緊急事態宣言解除後、惰性的に「全員出社」を命じる企業

- ・在宅の時間が増えても家事や育児に協力しないパートナー
- ・エッセンシャルワーカーをばい菌扱いしたり八つ当たりの対象にするカスタマー

CSR

(Corporate Social Responsibility)

企業における人権及び
企業の社会的責任

企業は、従業員、取引先、消費者、投資家などのステークホルダーとのつながりから成り立っている。

企業も**社会を構成する一員**としての責任ある行動「CSR」を果たすことが求められている。

1. 差別と人権の違い

○人権とは：人間として一人ひとりが持っている権利で、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利

○差別とは：人権とは、で示した権利を侵害されたり、憲法で保障されている町民的な権利と自由が保障されていないことにより起こる問題

○「人権とは？」「権利とは？」

今日では、「人権」という言葉は広く使われている。人権相談、人権文化、人権教育、人権文化のまちづくりなど、数え上げればきりが無いほどさまざまな分野や課題、組織や取り組みの名称に「人権」の冠(かんむり)がつけられている。それだけ、人権のもつイメージが広く受け入れられているということである。

しかし、それがたんなる名称で終わらずに、何か具体的な取り組みや活動を展開することになれば、広いイメージのままでは困る。なぜなら、「取り組む」とは、内容や対象、方法などを限定してはじめて可能となるからである。例えば、「高齢者福祉の増進」では、① 高齢者とはどのような人を指すのか、② 高齢者福祉の課題を何に設定するのか、③ 「福祉の増進」とは何をどのようにすることなのか、などを具体的に設定してはじめてそれは取り組みとして登場するのである。そうでなければ、課題に対する問題意識はたんなる意気込みで終わってしまうからである。

2. 権利と自由の位置付け

○日本国憲法 第三章 国民の権利及び義務

- ・第11条 基本的人権の享有と性質

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない

- ・第13条 個人の尊重

すべての国民は、個人として尊重される

- ・第14条 法の下での平等

すべての国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない

- ・第22条 居住・移転及び職業選択の自由

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する

- ・第25条 生存権

すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する

- ・第26条 教育を受ける権利

- ・第29条 財産権の保障

世界人権宣言

○世界人権宣言 1948(昭和23)年

・第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である

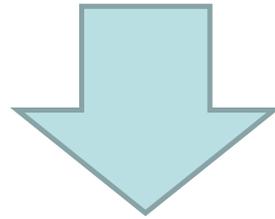
●「同和対策審議会答申」 1965(昭和40)年

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、**もっとも深刻にして重大な社会問題である。**」

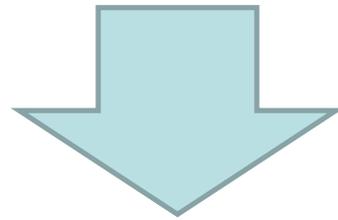
「…近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。

なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。

したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞溜する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。」



今日的な差別についての定義を述べ、さらに、この人権の未保障と人権侵害について行政の責務を明確にした。これは、市民的権利と市民的自由を確立・保障し、自由・平等な関係に支えられた地域社会を進めていく市民の営みをバックアップすることを責務とする行政にとって、基本的なまちづくりの課題だということ。



人権とは、自分らしく生きる権利であり、生存と自由を確保し、幸せを探究するすべての人が生まれながらに有している権利。

**「人権」という言葉からあなたは
どんな印象を受けますか。**

**「とても大切なもの」それとも
「何だか堅苦しくて難しいもの」、
「自分には関係ないもの」
でしょうか。**

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだ。私たちは考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は難しいものではなく、だれでも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障がいがあるから、同和地区出身者だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。ハンセン病に対する誤った認識や偏見により、現在でも故郷に帰ることができない方もいます。どれも悲しく痛ましい人権問題です。このようなことがどうして起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。

大学の授業では、

例えば、「人権へのアプローチ」というテーマで学習しています。

人権を「人権問題」としてのみとらえたり、自分とは直接関係のない遠い世界のことととらえれば、人権に関する教育や学習の場は、問題を「解決」するための、あるいは「知識」を得るためだけの場となり、おのずと「堅苦しい」ものとなりがちです。もちろん、そのような学習も場合によっては必要ですが、それだけでは人権感覚が本当に身についたものとはなりません。人権感覚を身につける学習を効果的に進めるためには、参加体験型学習について知ることがまず求められるでしょう。

■「人権問題」だけでない人権

「人権」という言葉からどんなことをイメージするでしょうか？

アンケートによると、「**基本的人権**」を連想する人が**28%**と、「**人間として尊重されること**」と**並んでもっとも多くなっています**。では「基本的人権」とはいったいどんな権利なのでしょう。か。「人が生まれながらに持っている権利」と答える人もいるかもしれませんが。ただ、もっと具体的に言うと？と尋ねると、多くを挙げられない人も多いのではないのでしょうか。「人権」という言葉は確かに誰もが知っている言葉ですが、この言葉が具体的にはどんな権利を指すのかについては、「あまり考えたことがない」というのが現状なのかもしれません。このアンケートの選択肢にはありませんが、「人権」というと、なんとなく「人権問題」としてとらえる人が多いのではないのでしょうか。つまり「あってはいけない問題」として否定的にとらえる傾向です。以前教育委員会の聞き取り調査の中で、「**人権を考えるということは、減点方式ではなく、よい人間関係をつくり、活気にあふれた仲間を増やそうとする得点方式の生き方である**」というコメントがありました。確かに、私たちの身の周りには人権をめぐる様々な「問題」があり、それを解決していくことは必要です。ただ、もっと大切なのは、「人権問題」が起らないような社会をみんなで作っていき出すことではないのでしょうか。それが、「得点方式」で人権をとらえるということなのではないのでしょうか。「人権」は言うまでもなく、「人間」の「権利」です。まずは、「人間」とは何かということを堅苦しくなく考えていくためのきっかけとして、次のようなアクティビティ(=学習プログラムを構成するひとまとまりの学習単位)はどうでしょうか。

2. 教材を使って学び合おう

- ① 「わたし発！
人権キャッチコピー」

(ねらい)

- * 人権キャッチコピーが、教育・啓発において果たす役割を考える。
- * 人権キャッチコピーをつくり、発表する。

(作品例)

- 心と心で握手しよう
- かんがえよ～ はなし合お～ 人権問題っ
- NO RIGHTS , NO LIFE
- 心と心のつながり...人権です
- 照らしていこう!! human lightsで
human rights!!
- 守ろう人権 明るい明日

- 「ココロ」と「カラダ」の「ジユウ」と「シアワセ」
- いろいろな色の人がいるから 世界が明るく彩るんだ
- 人権の半分は思いやりでできています
- リオカーンが言う「自分の、自分による、自分のための人権」
- Love means nothing in Tennis. But it means everything in life. Also human rights too.
- どんな色のクレヨンも最高の絵を描くには欠かせない大切なもの

- いじめているキミ、すごくみじめ
- いじめはその人の人生を変える。あなたには人の人生を変える権利はありますか
- 差別といじめは同じ
- 人権は お金じゃ買えない価値がある
- “生きる” って “生きている” って思うこと
- 言葉のナイフを捨てましょう

- 人とちがって何が悪い？
- 心の耳で見えてみよう。みんな違ってみんな良い
- キーワードは人権！
- 見てください、みんなの人権
- 刻もうよ。心の傷や楽しさを…
- 笑顔は伝染病

<練習>

次の()の中に入る言葉を考え、記入します。時間があれば、1つだけでなく複数考えます。人権の視点で言葉を考えてください。

- ()は、もって生まれた 宝物
- ()、人と人とをつなぐかぎ
- 見直そう、自分の中の()
- ()、笑顔になれる 魔法の言葉
- ()は、つくるも人間 なくすも人間
- ()、世界で一番いい言葉

<ポイント>

○言葉は、人と人とをつなぐ重要なコミュニケーションの手段です。

言葉ひとつで嬉しくなったり、心が傷ついたりします。

○()の中に入れた言葉は、人権に関わるキーワードになる言葉です。

感じ方や考え方はさまざまです。ひとつの事柄についても、いろいろな言葉が出て

きます。一人一人の言葉や考えを尊重することが大切です。

② アクティビティ

「私たちは、地球に住む
“人間” です」

(ねらい)

・宇宙人に対し、地球に住む「人間」を説明するという設定で話し合いをすることを通して、人権についての気づきを促す。

設定

20XX年、人類の科学技術が発達し、銀河系のはるか遠く離れた宇宙人との交信に成功しました。しかし、音声のみで映像を送ることはできません。人間とは姿形も社会も異なる宇宙人に「人間」をどのように説明したらよいでしょうか。

例)

- 「『二本足で歩行する』という定義は、車椅子に乗っている人にはあてはまらないのではないか」
- 「肌の色で定義することはできない」
- 「男女の違いをどう説明するか難しい

(ポイント)

- ・人権問題を考えるとき、「少数者」(=マイノリティ)の存在を忘れることはできない。
- ・「少数者」の存在に気づき、人間を定義する「輪」を広くすることの大切さを考える。
その「輪」を広くすることが人権感覚を高めることにつながるのではないか。

②アクティビティ「私たちは、地球に住む“人間”です」(発展)

(1) 5枚のカードで、宇宙人に自己紹介してみよう！

①

②

③

④

⑤

(2) 最後まで、残しておきたい自己紹介カードは？

(3) 振り返り

次に、日本国内でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのかについてみてみましょう。

法務省は**17の人権課題**を挙げています。

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「同和問題(部落差別)を解消しよう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「HIV・肝炎・**新型コロナウイルス感染症**に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「**ハンセン病患者・元患者・その家族**に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑪「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- ⑫「インターネットによる人権侵害をなくそう」
- ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑮「**性的指向及び性自認**を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

エイズ、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

+

「コロナ差別」

2019年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しました。政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、感染者・濃厚接触者、医療関係者その他の対策に携わった方々やその家族に対して誤解や偏見によって差別を行うことがないよう呼びかけるなど、感染者等の人権が侵害されることのないよう、各種の取組を実施しています。

「ハンセン病の反省生きず」 東京で追悼式典、コロナ中傷に言及

2020/10/30 6:00

西日本新聞 / 社会面 / 久知邦

国の不当な隔離政策の犠牲になったハンセン病元患者らを追悼し、名誉を回復する政府主催の式典が29日、東京・霞が関の厚生労働省であり、参列者が「追悼の碑」に献花した。新型コロナウイルス感染者や医療従事者らへの差別問題を受け、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会の豎山勲事務局長(71)は「ハンセン病問題の反省が生かされていない」と訴えた。

昨年11月に、元患者家族に最大180万円を支給する補償法が施行されてから初の式典。田村憲久厚労相は、国会対応のために欠席した。代読された式辞で、田村氏は元患者だけでなく長年差別に苦しめられた家族にも謝罪し、「偏見や差別を根絶するため不断の努力を続けていく」とした。

式典では、豎山事務局長や家族訴訟原告団の黄光男(ファン・グアンナム)副団長(65)のほか、遺族代表の九州の女性が元患者の父が原因で差別された経験を語った。女性はいまなお差別や偏見への恐れが拭えないとして、氏名の公表や撮影を拒んだ。

厚労省によると、全国13カ所ある国立療養所の入所者は1090人(5月1日現在)で平均年齢は86・3歳と高齢化が著しい。式典は例年6月に開かれているが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて延期されていた。

1. 新型コロナウイルス 感染症の現状

(0) 新型コロナウイルス感染症とは？

「COVID-19」読み方は？

「COVID-19」の読み方は「コビッド・ナインティーン」です。

「COVID-19」名前の由来・意味は？

- ・ コロナ = **Corona**
- ・ ウイルス = **Virus** (ヴァイラス)
- ・ 病気 = **Disease** (ディジーズ)

“ テドロス事務局長によりますと、名称は「コロナ」「ウイルス」「病気」の英単語の頭文字と「2019年」を由来に名付けられました。地名や個人、動物の名前は使わないというルールに基づいています。

出典：テレ朝news (https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000176007.html)

世界保健機構 (WHO) 事務局長

新型コロナウイルス感染症問題の5領域



医療・福祉

重症化や死亡不安、感染リスク
(不安)軽減により医療機関にか
かれず持病等が重症化、医療
機関への過重な負担 等々

経済

休業要請・自粛要請による家計の直撃（特に低所得者）、廃業や失業の増加、経済的ストレスの増加 等々

教育

オンライン環境の有無による学習機会・学力格差、保護者の学歴・学力の影響による学習機会・学力格差、オンライン環境による情報格差、オンライン環境による友人との接触時間 等々

人権侵害

ドメスティックバイオレンス(DV)、
虐待、デマ、誹謗中傷、嫌がらせ、
攻撃等々

感染症差別の定義

(1) 直接的な差別 (感染者への差別)

新型コロナウイルス感染症に罹患
(りかん)した人への不当な区別、排
除、制限および攻撃、脅迫、侮辱、
これらの行為の助長・誘発・扇動す
る言動

(2) 関連差別

直接差別が感染者以外（罹患者の家族や医療従事者、運送業者などのエッセンシャルワーカー等や罹患者が所属する学校や企業、集団）に向けられる差別

(3) 間接差別

経済的・文化的・社会的に不利を日常的に強いられているマイノリティに感染症拡大の影響が集中的に厳しく反映している状態があるにも関わらず、画一的な被害や影響の捉え方による画一的な対策がマイノリティにもたらずマジョリティとの格差

直接・間接差別の対象者

1. 感染者（回復者を含む）
2. 感染者の家族等
3. 医療従事者
4. 運送業者
5. 濃厚接触者や疑いをかけられた人、
他都道府県出身者やみなされた人
6. 感染者が出た職場や学校等
7. 帰国者
8. 中国や海外にルーツがある人

※おそらく、この他にも被害を受けている、受ける可能性はある

直接・間接差別に関する 差別事例

【事例】 感染者（回復者を含む）

①感染者宅に石が投げ込まれ、壁に落書きされた。

②回復後に「近所を歩いてウイルスをまき散らしている」とうわさを流された。

③ウイルス感染判明後に山梨県から東京都に移動した人に対し「コロナ女」「テロリスト」「日本から追放」などの投稿が相次いでいる。

④感染した芸人が「お前は一生コロナ病棟から出るな」「死ね」と言われた。

【事例】 感染者の家族

①「お前の子どもはコロナだから出ていかせ。地元で広がったらお前の子どものせいだ」と嫌がらせ電話があった。

②ガソリンスタンドで給油後、店長から電話があり「できればこないでほしい」と言われた。

③感染者の家族が通う学校に「私たち保護者がお金を払うので、その教室だけ消毒してほしい」と電話があった。

【事例】 医療従事者・関係者

- ①夜勤後のタクシー利用を拒否された。
- ②プライベートで子どもを連れて人の少ない公園に行ったところ、「〇〇病院にお勤めの方ですよね。こういう時期なので自粛してください」と言われた。
- ③引っ越し業者から拒否された。
- ④地元の住民から「お前のせいで感染が広がるだろう」と言われた。
- ⑤なじみの飲食店から来店拒否された。
- ⑥保育園から「敷地内に入らないでください」と言われた。

【事例】

医療従事者・関係者の家族

- ①肺炎で死亡した遺族が「お前も感染者か」と聞かれ、職場で人に避けられた。
- ②学童へ行くと子どもが他の子とは別の部屋で1人で遊ばされていた。
- ③子どもが感染しているかもしれないということで保育園から通園を拒否された。
- ④医療関係者の子どもということで、他の子どもからのいじめにあった。
- ⑤パートナーが勤務先の会社から出社を拒否された。

【事例】 運送業関係者

- ①長距離運転手が歯科医で診療を拒否された。
- ②子の通う小学校やパートナーの勤務先から長距離運転手と家族との接触を避けるよう指示があった。
- ③荷下ろし先で店の担当者から「中国並みに感染者が増えてるんだって？ 駐車場の端っこで扉を全開にして換気してからこっちきてよ」と言われた。
- ④パートナーの親から「あんたは(コロナが)危ないから帰ってこなくていい。しばらくトラックで寝泊まりしてくれ」と言われた。
- ⑤配達先でチャイムを鳴らすと、ドアが10センチほど開いた後、「あんたコロナ大丈夫？ 汚いからそこ置いて」と言われた。

【事例】 濃厚接触者や疑いをかけられた人、他都道府県出身者やみなされた人

①子どもが関東に引っ越しする手伝いに行き、万全の対策をしたが、その後、夫は職場で差別や中傷を受け、退職に追い込まれた。

②北海道出張から戻った社員に、他の社員が「俺に2週間は近づくな」と真顔で言われたり、すれ違うときに露骨に嫌そうな顔をする人がいた。

③三重県において、他県ナンバーを所有しているという理由で住民が怒鳴られた、車を蹴られた。

【事例】

感染者が出た職場や**学校**等

①学生の感染を公表した大学に「殺す」「火をつける」といった脅迫まがいの電話があった。

②感染者が出た学校の関係者が「コロナ」と呼ばれた。

③親が感染したことを受け、子が通う塾で他の学校の生徒から「コロナ小の隣に座りたくない」と言われた。

④感染者が出た地域の小学校に通う子どもが「コロナーマン」と呼ばれ、あの地域に住んでいる人とは話したらダメ」と言われた。

【事例】

感染者が出た職場や学校等

⑤ 京都産業大学／天理大学

ラグビー部で新型コロナ感染者54人というクラスターを発生させた天理大学の会見に、奈良県天理市の並河健市長が同席し「ラグビー部以外の学生全体に広がっている排除は差別につながり、社会の分断を招きかねない」と注意を促した。

天理大学は会見で、**教育実習の受け入れ先の学校から突然、受け入れ中止の申し入れがあったことや、学生がバイト先から出勤見合わせを求められる事例があることを報告**。学生に対する不当な扱いをやめてほしいと訴えた。

教育実習受け入れ側の言い分は、(1)文部科学省の通達で、今年は教育実習をしなくても単位が取れる、(2)生徒の保護者が不安になっている、(3)教育実習に来るならPCR検査を受けてからにしてほしいというもの。

天理市ではPCRセンターを設置しており、ラグビー部員と接触が疑われる人は検査を受けられるように対応しており、学校側も「何とか検査を受けられるように手配したい」としている。

このほかにも、天理大学の学生の家族が病院に行くと、「PCR検査を受けてからじゃないと診察できない」といわれた例や、父親が「リモートで仕事をしてくれ」といわれた例などを訴えた。

【事例】

中国や海外にルーツのある人

- ① 志村けんさんが亡くなられたことを受け、twitterなどで「怒りの矛先を中国人に向けるべき」「日本に来た中国人は全員死刑」「中国人に殺された志村けん」といったヘイトスピーチが投稿された。
- ② 横浜市にある中華街の複数店に「中国人はゴミだ！細菌だ！悪魔だ！迷惑だ！早く日本から出ていけ」と書かれた手紙が送られた。
- ③ 香川県内の小学校に「中国人を親に持つ子どもを登校させるな」という内容のはがきが届いた。
- ④ ラーメン店による「中国人入店禁止」の貼り紙の提示があった。
- ⑤ 九州の有名店で「海外からのお客様の入店をお断りします」と貼り紙された。
- ⑥ 三重県の中華料理店に他市「従業員が感染している」などのデマがSNS上で広がり経済的損失を受けた。

* 海外ではヘイトクライムも起きている

- ① イスラエルでは「コロナ」と罵られ胸を蹴られ、けがを負った。
- ② ニューヨークでアジア系とみられる男性に対し除菌スプレーのようなものを10秒以上、吹き付けた。
- ③ ニューヨークのチャイナタウンに近い駅構内で、マスクをつけたアジア系女性が差別的な言葉を浴びせられ、傘や手で殴る事件が起きた。
- ④ パレスチナでマスクをつけた日本人女性が、現地親子から「コロナコロナ」とからかわれたため、スマホで撮影しようとしたところ、親がつかみかかった。
- ⑤ ロンドンで現地の男性が差別的な動機でアジア系女性に水をかけた 等々

(4) 恐怖・不安の心理が フェイクを拡散

① 不安が増幅されている

★ 流言やうわさ、デマ、フェイク(虚偽)等を容易に信じさせ拡散させる

- ・ フェイク情報はファクト情報に比較してスピードで20倍

- ・ 拡散力で100倍

②不安のエネルギーは社会を変貌させる

★情報量、スピード、拡散力の違いは、情報伝達手法にも大きな影響を及ぼす。

★フェイク情報に翻弄され、間違った選択をしてしまう人びとが増加している。

★不安をかき立てればかき立てるほど、人びとは簡単に操作されてしまう。

- ・買わなくてもよい商品を買
- ・客観的に見ればマイナスになるようなことを確信的に行ってしまう

③フェイクを信じやすくなる社会状況

①人々は不安な状態に置かれ、自身では解決できない事態に遭遇した場合。

②その不安から逃れるために間違った情報でも、その情報を信じて行動するようになることがある。

もはやテロリスト!?

「社会的に終われ」
感染者追い込む不寛容
同調圧力が市民を分断



「自粛警察」の不寛容な「正義感」

「感染するのは本人が悪い」と考える人の比率は、欧米に比べて日本が格段に高い。大阪大などの心理学者が3~4月に行ったネット世論調査で、こんな結果が出た。

調査対象は日本、米国、英国、イタリア、中国。「感染は自業自得だと思うか」との質問に肯定的な回答をした比率は欧米で1~2%台、中国で4.8%だったが、日本は11.5%と突出して多かった。

これは感染を打ち明けにくい日本社会の空気感を裏付ける。緊急事態宣言下、他県ナンバーの車を傷つけたり、営業店舗に嫌がらせの張り紙をしたりする「自粛警察」の不寛容な「正義感」とも重なる。

「戦時中の隣組など、これまでも政府は民衆の正義感を利用して統制を図った。それが市民の分断という負の遺産を残すのを今回も見た。このままでは第2波でも同様の混乱が起きるのではないか」。埼玉大学の一ノ瀬俊也教授(日本近現代史)は第1波を振り返り、こう警鐘を鳴らす。

「自粛警察」の事例

- 他県ナンバーの車を写真撮影し、ネット上で公開する「他県ナンバー狩り」
- 公園などで遊ぶ子どもを見て警察に通報
- 自主休業し、ネット上で無観客ライブを配信していたダイニングバーに、自粛求める張り紙
- パチンコ店来店客への過度な非難

「自粛」とどう向き合うか

- 個人**
- 感染症が問題なのであり、感染者ら個人に責任を帰してはならない。感情論と切り分ける
 - あすは我が身。気をつけても感染リスクはあると考える
- 行政**
- プライバシーに配慮し、個人情報の特定を避けられるような情報発信をしてほしい
 - 人権問題として個人攻撃にならないようにすべきで、あおるようなことは慎むべきだ

※東大大学院の
関谷直也准教授の話より

(5) わたしたちがとるべき行動

イギリスの新聞にFacebookが「フェイクニュース」(偽記事)の見分け方のコツを案内する広告が掲載された。2017年6月8日に開催されるイギリスでの総選挙を控えて、新聞読者にフェイクニュースに騙されないように訴えている。

内容は「Tips for Spotting False News」というタイトルで「フェイクニュースに騙されない10のコツ」が紹介されている。英米ではこのような「〇〇の10のポイント」のような自己啓発や広告宣伝が好きで、一般大衆に受け入れられやすい。

Facebookが掲載している 「フェイクニュースに騙されない 10のコツ」

1. 怪しい見出しを疑え
2. URLを注意して見る
3. ソースにあたる
4. 記事のフォーマットが他と違ってないか確認
5. 写真が正しいか確認
6. 日付をチェック
7. 執筆者を確認
8. 他のニュースもチェック
9. ただのジョークなのか？をチェック
10. 批判的に読んで、信頼できる記事だけシェア

直接・関連差別に関する方策(例)

- 国や政府への感染症差別解消に向けた実効性ある取組の要請
- 感染症差別の禁止と被害救済の謳った実効性ある条例制定
- 自治体によるネットモニタリングの実施
- 感染症差別に特化した意識調査の実施
- 学校教育・社会教育での感染症差別に関する授業や研修等の実施
- オンラインでの人権啓発や情報発信、広告発信
- マスメディアとの連携による情報発信
- 感染症と人権に関する教材開発や啓発媒体の作成
- 当事者との交流機会づくり等々

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮を

新型コロナウイルスに感染した人やその家族、治療にあたった病院関係者等に対する誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・いじめ等があってはなりません。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるようなことがないように、正確な情報をご確認いただき、冷静な行動をお願いいたします。

不安 を **感謝** に！ キーワード「**そうぞう**」

わからないことが多いため不安を感じ、不安は人から人へと伝染していきます。



助け合える絆！

地域社会を守る力！

共に生きる

One Team



不安が心の中でふくらむと、感染に関わる特定の人・地域・職業などを遠ざけようとしています。



想像

創造
感謝

咳をしているわ。
きっとコロナよ！

〇〇地域に感染者が
いると聞いたよ！

差別を受けるのが怖くて、熱や咳があることを隠せば、結果として感染拡大につながってしまいます。



それぞれの場所で、それぞれの立場で、
今できることを精一杯されています。

参考資料 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～©日本赤十字社 2020

新型コロナウイルスへの不安や恐怖にしばられてしまうと、大切なことが見えなくなります。しかし、「想像力」をはたらかせてみると、たくさんの方が私たちの生活を支え、一人一人がそれぞれの立場で今できることを行っていることに気づきます。このことに感謝しながら、状況に応じた新しい考え方や行動を「創造」して行ってはどうでしょうか。

【問合せ】 西脇市教育委員会 人権教育課 TEL 0795-22-3111 FAX 0795-23-8833

新型コロナウイルス感染症に関連して -不当な差別や偏見をなくしましょう-

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

人権相談窓口

人権について困ったことがあれば・・・ ひとりで悩まずに、ご相談ください

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される方々への感染拡大防止のため、法務局・地方法務局(支局を含む)では、当分の間、できる限りインターネット又は電話による相談をお願いしております。

様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet

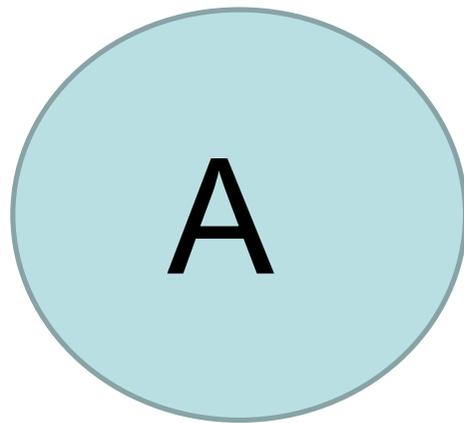


新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう
！～負のスパイラルを断ち切るために～
(jrc.or.jp)

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>

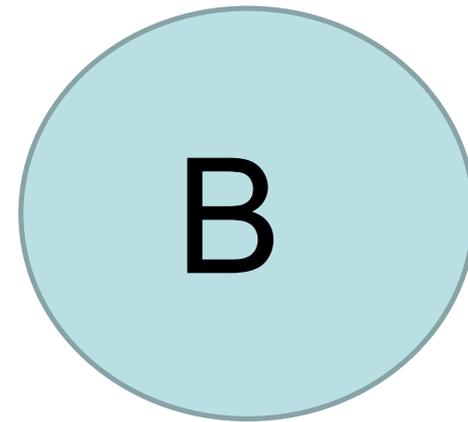
2. 差別とは何か？

※差別とは、「くくり」の問題、行為の問題
図「差別の行為」



女性
部落
外国人
子ども
障がい者

行為



高齢者
「コロナ」

・
・

図に示したように、差別とは、Aさんの知っている「**くくり**」(注1)の中にBさんをおいて、そのBさんに対して不利益や被害を与え、それを正当化する行為のことです。つまり、基本的に、差別とは個別の具体的な事実としての行為であることをおさえてかなければなりません。

また、「**くくり**」には、さまざまなものが際限なくあり、際限なくつくり出されます。

☆ポイント☆差別とは、ある個人を、ある「くくり**」に属するとして、不利益・被害を生じさせ、にもかかわらず自分の行為を正当化する行為である」**

(注1) = 「くくり」とは、範疇・カテゴリーのことであり、ここでは認識した対象を言葉などで表したものの意味で使っています。

さらに、被差別者に与える心理的な影響や生活への影響も、広い意味では差別といえます。広い意味では、

①「予断・偏見」(≡差別意識)

②「差別の行為」

③「差別の結果」

を差別とし、いずれも重要な問題です。

感染者 への差別



住所や職場の特定
引越し余儀なくされる人も

生徒の写真 ネットにさらす
“マスクつけず けしからん”
地域から排除の言葉も

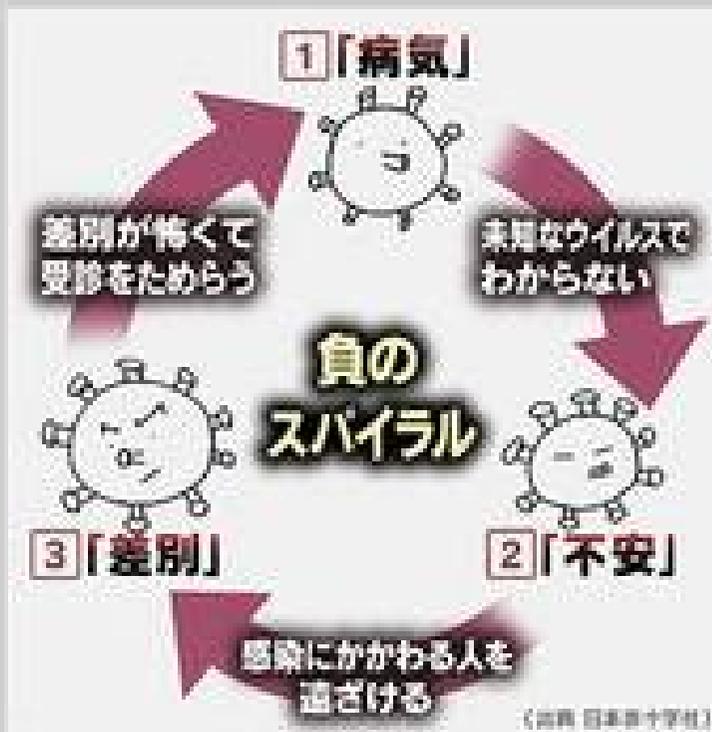


SNSに書き込み 同調者

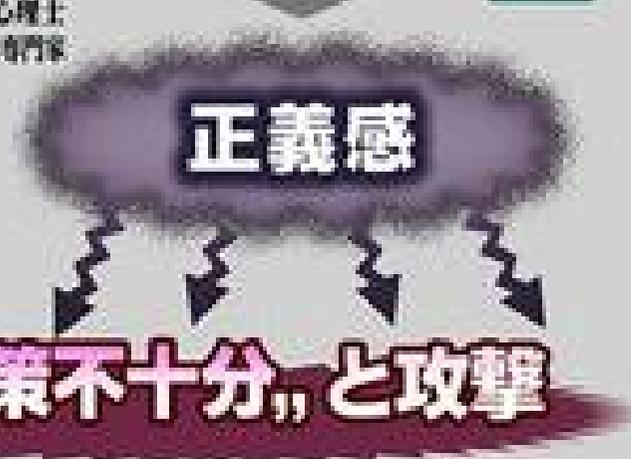
<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/435278.html>



<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/435278.html>



森光 玲雄さん
諏訪赤十字病院 臨床心理士
国際赤十字 心のケア委員専門家



<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/435278.html>

**3. 「なぜ、人は差別する
のでしょうか？」**

●質問①「なぜ、部落は差別されたのでしょうか？」

●質問②「なぜ、部落を差別したのでしょうか？」

もちろん、同じ質問だといわれる方もあるでしょう。しかし、このふたつの質問を多くの方にとすると、質問①では、差別された状況から差別された理由を考えてしまいます。一方、質問②では差別をする状況から差別する理由を考えようとし、いままでは質問①を発信して、被差別者のことを中心に、取り上げてきたのではないのでしょうか。

差別は、差別する人が差別する理由づけをしているにもかかわらず、質問①を投げかけることは、差別された側から理由づけを考えてしまうのです。

差別解消のためには、質問①以上に、質問②を追究することが、差別そのものに取り組むために必要なのです。

なぜ、女性は差別されたのでしょうか

⇒なぜ、女性を差別したのでしょうか

なぜ、障がい者は差別されたのでしょうか

⇒なぜ、障がい者を差別したのでしょうか

なぜ、黒人は差別されたのでしょうか

⇒なぜ、黒人を差別したのでしょうか

なぜ、〇〇は差別されたのでしょうか

⇒なぜ、〇〇を差別したのでしょうか

...

...

以下、(1)から(5)まで、「なぜ、人は差別をするのか？」を
考えていきます。

(1)差別は、差別者に「利益」「安心」「いやし」をもたらす

①経済的な利益を求めて

一般的に言われてきたことですが、(差別者)は、誰かを差別することで自分の(利益)を守っているとされます。

例えば、女性を仕事から排除することで男性の仕事を確保しているというような説明です。また、既得権益を守ろうとする場合もあります。また、利益は直接的(経済的)な利益だけではなく、(地位)、(名誉)、(立場)を守る場合もあります。

②欲求不満解消として

社会心理学的には、(欲求不満)が人間の攻撃性を増し、差別にいたる場合があると説明しました。しかし、この説明は差別が本能であるかのようにとられかねません。

本能が働いているとしても、「(どこで)」「(誰に)」「(どのように)」差別するのは決して本能ではなく、社会的に学びとっていることを考えなければなりません。

③加えられた抑圧をより弱者へ

(弱者)が受けた差別を与えた(強者)に返すのではなく、自分より弱い者に返していくような状況で差別につながるという説明です(抑圧移譲の原理)。自分に迫った(危機)や(心理的負担)を、弱者に向け、差別をするということです。類似するものとして、(ねたみ)、(しつと)、(せんぼう)として差別することもあります。

嫉み、嫉妬、羨望

④差別の連鎖

差別的な行為が(慣習的)になっている場合、(無批判)に差別の行動を次々と受け継いでいるのではないかと説明することができます。

⑤スケープゴート説

「(くくり)」全体に危機・危険・不安が迫るとき、一部に(犠牲)を与えることでその危機・危険・不安を解消しようとすることです。

差別という行為は(社会的)に見た場合、このスケープゴート(=いけにえ)としての役割をしているのではないかといわれています。

⑥権威主義的パーソナリティ

ある特定の、社会的に形成されたパーソナリティ(=性格)が差別と強く結びついているとする説明です。つまり、(強者)に従う(心理的傾向)が強い人は容易に(差別)をするという説明です。

(2) 誰かを排除することで「自分たち」の集団の結束力を高める

差別をすることで、自分たちの関係を強固にしていたり、あるいは自分たちの集団の(文化)、(社会)、(政治)、(経済)上の利益を守っていたりするという説明です。

つまり、外に向けられた差別は、(相対的)には内に対しての仲間意識でもあるのです「彼らとは違う」あるいは「うちら」という意識に(典型的)に現れています。

(3) 現実には、無自覚に差別をしている

具体的な差別事件の聞き取りにおいて、差別だと指摘されるまで、差別であるかどうかを全く考えていない場合があります。あるいは、指摘されても、行為(発言・しぐさなど)をした(記憶)が全くない者もいます。これでは、本人からの聞き取りだけでは、原因がつかみにくくなってしまいます。ですから、周辺からの聞き取りや(自らの生き方)を振り返るなどによって原因に迫らなければなりません。

なぜ、指摘されるまで気づかないのでしょうか。一つには、(他者)に対する(想像力)の欠如が考えられます。自分の行為が、どんな(影響)を他者に与えたのかが想像できないのです。だから、指摘されるまで気づけないのです。

また、それを周囲が許している、許されることであるとお互いが考えているのではないのでしょうか。

この(無自覚)な例として、(世間体)など他者の判断をもちだして自分は差別していないとした上で、差別をしている場合があります。差別をしながら、(自己責任)を(回避)し、(弁解)をしているとしか考えられません。

(4) 無自覚に差別をさせられる

テレビ、新聞などのメディアなどによって、(差別意識)を煽動し、(無自覚)に差別をさせられる場合があります。現代社会は、高度に(情報化)の進んでいる社会であると言われますが、テレビなどのメディアによって、さまざまな集団のとらえ方に影響を与えています。知らず知らずのあいだに、差別意識が(刷り込まれていく)ことが懸念されます。また、教育によって(無自覚)に差別意識を(刷り込んでいく)ことも考えておかなければなりません。

例えば、現在朝鮮民主主義人民共和国に対しての報道によって、「北朝鮮」に対する否定的な(予断)・(偏見)が強く形成されてはいないでしょうか。確かに、国レベルで問題や拉致被害者の問題は放置してはいけない重要な問題です。しかし、その報道によって、「北朝鮮」という言葉で、朝鮮民主主義人民共和国の人々を(ひとくくり)にし、悪くとらえることには問題があります。さらに、在日韓国人、在日朝鮮人などの方々に影を与えている問題も考えていかなければなりません。

(5) 無自覚に差別を支えている

知らないうちに、気付かないうちに、差別をさせられ、差別社会を支える一員になっていることがあります。このことも(間接的)に差別をしていることになるのです。

例えば、「差別はありえない」として、(差別をみようとしない)態度があります。だから、目の前で誰かが差別されていても、見過ごしたり、知らないふりをし、関わろうとしなかったりする場合もあります。

さらに、差別があるのかないのか、わからない状況で、「ない」と断言する人もいます。やはり、差別は「ありうる」とし、日常的に、差別がなかったのかを点検していく態度こそが大切なのではないのでしょうか。

4 わたしたちの課題

…自らの解放をめざして

(1) 差別は、一人ひとり「自分の問題」であること

さきに差別が差別者の理由づけによってなされていることを考えました。

このことを再度考えることが差別解消へ向けて、最初に取り組んでいきたいことです。つまり、自分自身の中に内在する偏見・予断(≡差別意識)に気づくことです。言いかえれば、いままで、「《部落》をどうみてきたか」、あるいは「なぜ知らなかったのか」「知ろうとしなかったのか」と問い続けることです。

同じように、「《女性》をどうみていたのか」「《在日韓国人・朝鮮人》をどうみていたのか」「《障がい者》をどうみていたのか」「《(〇〇)》をどうみていたのか」……と、《〇〇》という自分自身の内側に存在している「(くくり)」について振り返り続けることです。そのことを通して、「(自己を問い)」「(自己を問い直す)」ことです。

(2) 重要な意味を与えてくれる他者との出会い

(1)の自己を問い直すとき、大きな契機となるのが(出会い)です。出会いといっても、毎日多くの人と出会っているのですが、そんな出合いをいっているのではありません。自己に内在する(差別意識)に気づかせてくれ、自分の生き方、あり方に大きな変化を起こす「出会い」のことをさしています。

このような「出会い」を「『(重要な意味ある他者)』との出合い」といいます。

(3) 自分を取り巻く、差別関係に気付く

差別は関係の問題であることを述べましたが、(自らの解放)のためには、その関係を少しずつ解きほぐしていくことです。

生まれてから現在まで、差別とどのように関わってきたのか、その差別が自分にどのように影響しているのかをしっかりと考えていくことです。

また、自分の周囲の(人間関係)はどうなっているのかをしっかりと考えることです。「網の目状」になっている人間関係のたて糸(=時間)とよこ糸(=場)を1本1本ときほぐしていくことです。

(4) 差別の人間関係から解放されること

生まれてから現在までのこと、つまり過去を変えることはできません。しかし、過去が自分に与えている影響は変えることができます。このことを「(社会化のやり直し)」といいます。

もう一つは、現在の差別的な人間関係を変えなければなりません。その関係から離れるのではなく、その差別関係を(差別のない関係に組みかえる)ことです。

「無自覚に差別している者」が、「自覚的に差別をしない者」となることが「差別のない人間関係」をつくることになるのです。

(5)「差別を生み出す文化」を『差別をなくする文化』にしていく

一般的には「(人権文化)」の創造ということです。また、「(多文化共生)」「異文化交流」といわれることもあります。つまり近代的な(秩序)、(序列)、(合理性)、(同一性)を乗り越えて、「差異」を尊重し、差異や多様性を積極的に、肯定的に高く評価する文化性を追究していくことです。



(コロナ)差別・人権問題を解決することがすべての人々の利益になる

(6) しっかり自己判断すること

差別に出くわすとき、よく(世間)を持ち出して、いかにも自分は判断していないかのように装うことがあります。けれども、実際に判断しているのは(自分)であることを認めることが大切です。そのうえで、その自分が差別とどのように係り合いを持っているのかを考えていかなければなりません。

(7) 差別を許さない社会「くくり」を形成する

差別は「(くくり)」で支えている側面があり、お互いに指摘できないようになっていくことがあります。周りの状況に大きく判断が左右されることがあります。(6)では、しっかりと(自己判断)することを提起しましたが、それでも、人間には弱い側面があります。だからこそ差別をしないためには、(差別を許さない集団)を作り、(差別をさせない状況)を作り出していくことが大切です。

“コロナ差別” どう克服する

対策に向けて

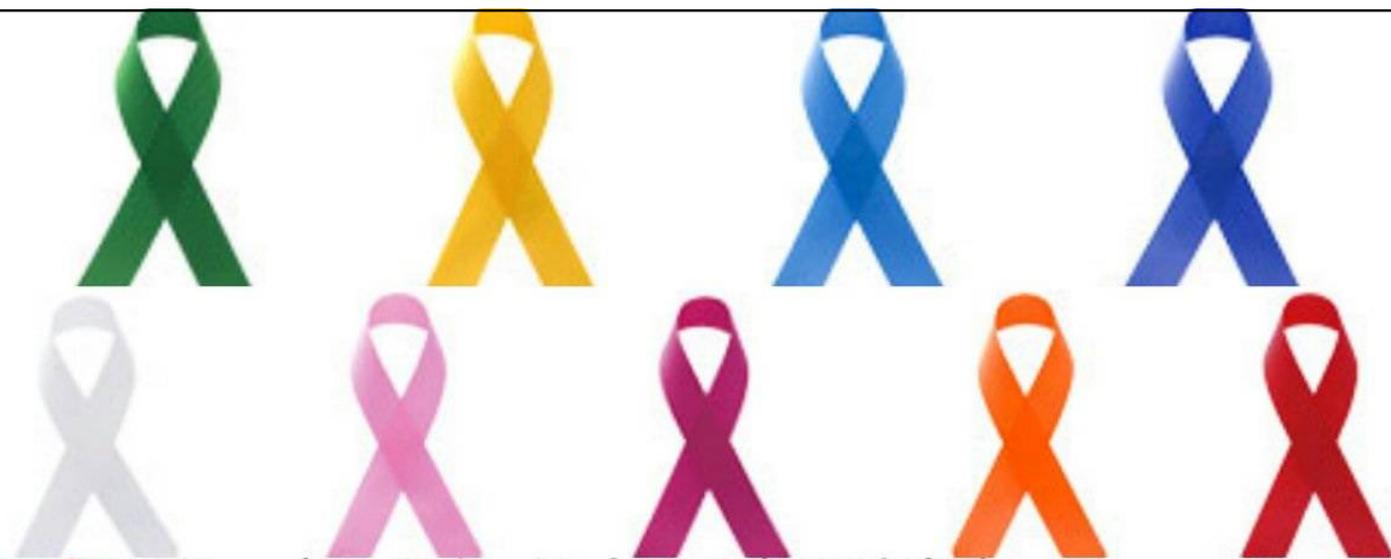
- “コロナ差別”とは何か分かるように例示
- “差別は感染対策の敵” “脱ゼロリスク”のメッセージを



私たちにできること

- “早く良くなって” “おかえり”の言葉 
- 差別的発言に同調しない

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/435278.html>



レッドリボン（エイズに対する理解と支援）

ピンクリボン（乳がんの予防、啓発）

オレンジリボン（**子どもの虐待**、ネグレクト）

グリーンリボン（移植医療、ドナーとの家族への敬意）

ブルーリボン（拉致問題解決）

イエローリボン（障害者の社会参加、平和）

パープルリボン（DV、暴力根絶）

ホワイトリボン（妊産婦の健康を守る、平和）

空色リボン（性同一性障害を持つもち人たちの理解の輪）

シトラスリボン運動

☆感染者に「おかえり」を 差別のない社会願うリボンの輪

☆感染者や 医療従事者 への差別に反対する意思を示す



まとめ

「差別はいけない」という認識は広がっています。かなり自覚もできてきています。しかし、「いけない」ことの具体的なことがわかっていなければ、(無自覚)に差別をしても、していることには気づけません。

差別は、単に(個人の道徳上の過失)でないのです。差別を通して、私たちの社会そのものを問い直すことこそ重要なのです。

そして、その出発点として、「(差別とは何か)?」という基本的な問いを発してきました。簡単には結論の出るような問いではないですが、問い続けることが、差別を解消する「ヒント」になるのではないのでしょうか。

私たち一人ひとりが、今一度「(日常性)」に潜む差別を顕在化しなければ、差別に立ち向かえないのです。

「コロナ差別」をなくすために企業にできること！

1. 人権とは？
2. 新型コロナウイルス感染症の現状
3. 差別とは？
4. なぜ、人は差別をするのか？
5. わたしたちの課題

～「コロナ差別」をどう克服するのか？～

★正しい知識やメカニズムを理解し、相手の立場にたつための想像力・共感力を持つことが大切です。

★感染拡大防止対策と個人への攻撃が混同されないようにする。

※「差別をしないわたしであるために！」
※「差別を容認、温存、助長、拡大させない
わたしであるために！」:

参考文献:

『「排除と包摂」の社会学的研究』八木晃介,2000,批評社
『差別んぼ恣意的世界』山下恒男,2005,現代書館
『排除の構造』今村仁司,1992,ちくま学芸文庫

ありがとうございました